

サステナブル調達方針

2025 年 10 月 4 日

KJRM グループ

(株式会社 KJRM ホールディングス・株式会社 KJR マネジメント・株式会社 KJRM プライベートソリューションズ)

サステナブル調達方針

1. はじめに

KJRM グループ(株式会社 KJRM ホールディングス・株式会社 KJR マネジメント・株式会社 KJRM プライベートソリューションズから構成される企業グループをいう。以下同じ。)は、持続可能な社会の実現に貢献するために「サステナブル調達方針」(以下、「本方針」という)を制定致しました。KJRM グループは、持続可能な社会の実現に貢献するためには、自らが本方針に基づく調達活動を実施することのみならず、パートナーであるお取引先の皆様をはじめとするサプライチェーン全体での取り組みが重要であると認識しております。

2. 適用範囲

本方針は、KJRM グループが調達する全ての製品・資材・原材料・サービスに関わるお取引先の皆様に対象としています。また、間接的なお取引先様(KJRM グループ直接取引先の委託先・下請け企業や取引先等)を含む、サプライチェーン全体に適用されます。

3. 調達方針

3.1 法令等の遵守

適用される国内外の法令等を遵守するとともに、国際行動規範¹を尊重し、適正な商習慣と企業倫理に基づいた企業活動を行う。

3.2 人権の尊重

人権や労働に関する国際的な基準²を遵守し、人権を尊重した事業活動を行う。また、事業活動が人権侵害をもたらしたり、人権侵害に加担したりすることのないよう配慮する。

3.3 企業倫理の確立

(1) 腐敗の防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、横領、司法妨害などを自ら行わないことはもとより、それらに加担する行為も行わない。

(2) 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係は、一切遮断する。不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを一切拒絶する。

(3) 公正な事業活動の推進

独占禁止法、不正競争防止法その他関連する法令等を遵守し、公正かつ自由な競争を妨げる行為や不正競争行為などを行わず、公正な事業活動を推進する。また、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う。

(4) 適切な情報開示

適用される法規制だけでなく社会的規範や業界団体等の指針などに従って、適切に開示する。記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されない。

3.4 環境への配慮

(1) 気候変動への対応

¹ 「国際行動規範」とは、国連等の国際機関が定めた原則や宣言、政府間合意(条約及び協定を含む)に基づく、組織行動に対する期待のことを指します。例えば、以下に示される「人権や労働に関する国際的な基準」や「SDGs(持続可能な開発目標)」などがこれに該当します。

² 「人権や労働に関する国際的な基準」とは、国際人権章典(世界人権宣言及び国際人権規約)、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則並びにOECD多国籍企業行動指針等のことを指します。

エネルギー効率改善や再生可能エネルギー利用などに努め、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組み、ネットゼロの実現に貢献する。

(2) 生物多様性の保全

周辺環境や生物多様性、生態系への負荷の低減に取り組む。原材料調達においては、生物多様性保全と資源の持続可能な利用に配慮する。

(3) 汚染防止・化学物質管理

関連法規制を遵守し、有害な物質の大気・水域・土壌等への排出削減及び防止策を実施する。

(4) 資源の有効利用と廃棄物の管理・削減

資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える。また、水をはじめとした天然資源を効率的に利用し、使用量を最適化・削減するよう努める。

3.5 サービス・品質の向上

(1) 安全性の確保

事業活動のあらゆる場面において、サービスなどの利用者の安全・安心・健康に配慮する。

(2) 品質管理、品質保証と情報の開示

提供するサービスなどについては、関連法規制や品質基準及び社会要請に基づき、適切な品質管理、品質保証体制を構築すると共に、常に品質の向上に努める。また、サービスなどに関する正確で誤解を与えない情報を提供する。

(3) 利便性と快適性の確保

提供する製品・サービスにおいては、インクルーシブデザイン、ユニバーサルデザインなどにより、利用者の利便性・快適性に配慮し、検討する。

3.6 情報セキュリティ

(1) 適切な情報の管理

自社の機密情報のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する。

(2) 個人情報保護

取引先、顧客、従業員などすべての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する。

3.7 苦情処理メカニズムの整備

(1) 苦情処理メカニズムの整備

問題を調査し対応するための苦情処理メカニズムを整備し、役職員などが通報できるようにする。また、情報の機密性及び通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する。こうしたメカニズムを役職員に周知するよう努める。

(2) KJRM グループの通報窓口に係る周知

KJRM グループが設置した「お取引事業者向けコンプライアンス通報窓口」について、KJRM グループの事業に関わる事業者にも周知するよう努める。

3.8 危機管理

自然災害や事故などの緊急事態による、役職員や顧客を含む関係者や資産の被害を最小限に抑えるため、緊急時対応計画や事業継続計画の行動手順の作成、必要な設備等の設置、教育・訓練の実施を行う。

4. 救済措置

KJRM グループは、「お取引事業者向けコンプライアンス通報窓口」を設置し、KJRM グループ事業における法令違反行為、情報管理違反、各種ハラスメント、人権及び労働環境等に関する相談・通報を受け付けています。通報・相談を受けた場合には適切な是正及び救済措置を講じると共に、通報者保護に配慮し対応します。

お取引事業者向けコンプライアンス通報窓口 <https://www.kjrm.co.jp/contact/>

5. 規程等管理者及び改廃

- (1) 本方針の規程等管理者は株式会社 KJRM ホールディングスのサステナビリティ担当とし、規程等体系における運用関連規程に分類する。
- (2) 本方針の改廃は、株式会社 KJRM ホールディングスのチーフ・オペレーティング・オフィサーの承認を得て行う。

附 則

2025 年 10 月 4 日制定